

令和３年度 通関士本試験

通 関 業 法

解答・解説

※この解答は、令和３年７月１日施行法令に基づき作成しています。

〈令和3年度 通関業法 解答&難易度〉

《配点》

選択式	語群選択式	第1問～第5問（各5点）	25点
	複数選択式	第6問～第10問（各2点）	10点
択一式		第11問～第20問（各1点）	10点
合計			45点

【選択式】語群選択式：5点×5問（1箇所1点）

問	項 目	正 解		ランク
第1問	欠格事由	イ	④	A
		ロ	⑫	
		ハ	⑮	
		ニ	⑥	
		ホ	③	
第2問	許可の地位の承継	イ	②	C
		ロ	⑮	
		ハ	⑧	
		ニ	⑫	
		ホ	⑤	
第3問	通関士の設置	イ	⑫	A
		ロ	③	
		ハ	⑤	
		ニ	⑩	
		ホ	⑭	
第4問	通関業者等の義務	イ	⑬	A
		ロ	⑧	
		ハ	⑫	
		ニ	⑪	
		ホ	⑤	
第5問	監督処分及び懲戒処分	イ	⑧	C
		ロ	④	
		ハ	②	
		ニ	⑬	
		ホ	⑨	

【選択式】複数選択式：2点×5問（解答のすべてが正解した場合のみ）

問	項 目	正 解	ランク
第6問	通関業務及び関連業務	1, 3	A
第7問	通関業の許可及び営業所の新設	3, 4	C
第8問	許可の消滅と取消し	2, 4	C
第9問	更正に関する意見の聴取及び検査の通知	3, 4	A
第10問	記帳・届出・報告等	2, 4, 5	B

【択一式】1点×10問

問	項 目	正 解	ランク
第11問	通関業務及び関連業務	2	A
第12問	通関業の許可及び営業所の新設	2	B
第13問	変更等の届出	2	A
第14問	通関士の審査等	5	A
第15問	通関業者の義務	4	B
第16問	記帳・届出・報告等	3	A
第17問	財務大臣の確認	4	A
第18問	通関士の資格の得喪	5	A
第19問	監督処分及び懲戒処分	3	A
第20問	罰則	5	B

A：できてほしい問題

B：中間レベルの問題

C：難易度の高い問題

【選択式】

（語群選択式）

第1問 正解 イー④ ロー⑫ ハー⑮ ニー⑥ ホー③

（業法6条3号，4号，7号，8号）

第2問 正解 イー② ロー⑮ ハー⑧ ニー⑫ ホー⑤

（業法11条の2第1項，2項，4項，施行令3条1項2号，2項3号，基本通達11の2-1(3)(4)）

第3問 正解 イー⑫ ロー③ ハー⑤ ニー⑩ ホー⑭

（業法13条，施行令5条）

第4問 正解 イー⑬ ロー⑧ ハー⑫ ニー⑪ ホー⑤

（業法17条，19条，20条）

第5問 正解 イー⑧ ロー④ ハー② ニー⑬ ホー⑨

（業法34条1項1号，基本通達34-6(1)，業法35条1項）

（複数選択式）

第6問 正解 1, 3

- 1 ○ 他人の依頼によってその依頼をした者を代理してする外国貨物を保税展示場に入れることの申告は、**通関業務**である（業法2条1号イ（1）（四））。
- 2 × 他人の依頼によってその依頼をした者を代理してする本邦と外国の間を往来する船舶への外国貨物である船用品の積込みの申告は、**通関業務**である（2条1号イ（1）（三））。
- 3 ○ 他人の依頼によってその依頼をした者を代理してする外国貨物を保税蔵置場に置くことの承認の申請は、**通関業務**である（2条1号イ（1）（四））。
- 4 × 他人の依頼によってその依頼をした者を代理してする保税運送の申告は、**関連業務**である（2条，7条参照）。
- 5 × 他人の依頼によってその依頼をした者を代理してする外国貨物の仮陸揚の届出は、**関連業務**である（2条，7条参照）。

第 7 問 正解 3, 4

- 1 × 複数の税関の管轄区域内において通関業を営もうとする者であっても、**財務大臣**の通関業の許可を受けなければならない（業法 3 条 1 項）。
- 2 × 通関業者は、その通関業務に従事する通関士が情報通信機器を活用して、労働時間の全部において、自宅で通関業務に従事する勤務形態（在宅勤務）を開始するときは、税関に在宅勤務を開始する旨を申し出る。税関では当該通関業者に**情報セキュリティポリシー**が定められている等、在宅勤務における**情報セキュリティ対策**が講じられていることを確認する（基本通達 8－4 (2)）。在宅勤務に関する定めのある**就業規則**や**社内管理規則**が具備されていなくても、在宅勤務が**開始**できるよう、柔軟な対応に改正された。
- 3 ○ 財務大臣は、通関業の許可をしようとするときは、許可申請に係る通関業の**経営の基礎が確実であることに適合するかどうかを審査**しなければならない（業法 5 条 1 号）。
- 4 ○ 財務大臣は、通関業の許可をしようとするときは、許可申請者が**十分な社会的信用**を有することに適合するかどうかを**審査**しなければならない（5 条 2 号）。
- 5 × 通関業者は、通関業務を行う営業所を新たに設けようとする場合には、**財務大臣の許可**を受けなければならない（8 条）。

第8問 正解 2, 4

- 1 × 法人である通関業者の役員が通関業法6条10号に規定する通関業の許可に係る欠格事由に該当するに至った場合において、当該通関業者が、当該欠格事由に該当した役員を更迭し、役員の変更の届出を行ったときは、許可の存続が認められることがあるが、この場合においても通関業者に対する**監督処分の対象**となり得る（基本通達11－3）。
- 2 ○ 財務大臣は、通関業者が偽りその他不正の手段により通関業の許可を受けたことが判明したときは、当該許可を取り消すことができることとされている（業法11条1項1号）。この「**偽りその他不正の手段**」とは、例えば、許可申請に当たって通関業法5条に規定する**通関業の許可の基準に係る事項についての偽った書類**（定款、財務諸表、履歴書、宣誓書等）を提出し、当該許可の可否に関する税関の判断を誤らせるに至った場合がこれに**該当する**（基本通達11－1）。
- 3 × 法人である通関業者の従業者が関税法110条（関税を免れる等の罪）の規定に該当する違反行為をした場合において、当該通関業者が、同法117条の**両罰規定**の適用により通告処分を受けたときは、財務大臣は、当該通関業者が通関業法6条に規定する通関業者の許可に係る欠格事由に該当するに至ったものとして、通関業の許可を取り消すことは**できない**。
欠格事由に該当することとなるのは、**行為者として**これらの罰条に該当して罰金の刑等に処せられた場合をいい、**両罰規定の適用**により、罰金の刑等に処せられた場合は**含まれない**（6－2）。
- 4 ○ 法人である通関業者が**合併により消滅**した場合において、現に進行中の通関手続があるときは、当該手続については、**合併後存続する法人又は合併により設立された法人が引き続き通関業の許可を受けているものとみなすこと**とされている（業法10条3項）。
- 5 × 通関業者が**破産手続開始の決定**を受けたときは、通関業法の許可は**消滅**する。通関業の許可の**取消し**の対象ではない（10条1項4号）。

第9問 正解 3, 4

- 1 × 税関長は、通関業者が他人の依頼に応じて税関官署に対してした納税の申告について、更正をすべき場合において、当該更正が**計算又は転記の誤りに基因**して、納付すべき関税の額を増加するものであるときは、当該通関業者に対し、当該誤りに関して意見を述べる機会を**与える必要はない**（業法15条）。
- 2 × 通関業法15条の規定に基づく更正に関する意見の聴取があった場合における通関業者による意見の陳述は、**文書又は口頭のいずれによっても差し支えない**（基本通達15－1）。
- 3 ○ 通関業法16条の規定に基づく検査の立会いを求めるための税関長の通知については、**口頭又は書面**のいずれでも差し支えないものとされており、また、**検査指定票**の交付をもってこれに代えることができることとされている（16－1（1））。
- 4 ○ 税関長は、通関業者の行う通関手続に関し、税関職員に関税法67条の輸入しようとする貨物についての必要な検査をさせるため、当該通関業者又はその従業員の立会いを求めるための通知を当該通関業者に行った場合において、当該通知に対し、当該通関業者又はその従業員が**立ち会わないときは**、これらの者の**立会いのないまま**当該検査を行って**差し支えないこと**とされている（16－1（2））。
- 5 × 税関長は、通関業者の行う通関手続に関し、税関職員に以下に掲げる検査をさせるときは当該通関業者又はその従業員の立会いを求めるため、その旨を当該**通関業者に通知**しなければならない（業法16条、施行令7条）。
 - ① 輸出入貨物の検査
 - ② 積戻し貨物の検査
 - ③ 保税蔵置場に置く貨物の検査
 - ④ 保税工場に置く貨物の検査
 - ⑤ 総合保税地域に置く貨物の検査
 - ⑥ 保税展示場に入れられる貨物の検査

本肢の船用品の積込承認に係る検査は、**通知の対象になっていない**。

第10問 正解 2, 4, 5

- 1 × 通関業者は、通関業務及び関連業務に関して帳簿を設け、その収入に関する事項を記載し、当該帳簿をその閉鎖の日後3年間保存しなければならない（業法22条1項, 施行令8条3項）。
- 2 ○ 通関業者は、通関士その他の通関業務の従業者（当該通関業者が法人である場合には、通関業務を担当する役員及び通関士その他の通関業務の従業者）の氏名及びその異動を財務大臣に届け出なければならない（業法22条2項）。
- 3 × 法人である通関業者が財務大臣に提出する定期報告書（その取扱いに係る通関業務及び関連業務の件数、これらについて受けた料金の額その他通関業務及び関連業務に係る事項を記載した報告書）には、通関業務及び関連業務に関する事業報告書及び事業計画書を添付しなければならないという規定はない。当該報告書には、報告期間に係る事業年度の貸借対照表及び損益計算書を添付しなければならない（22条3項, 施行令10条2項）。
- 4 ○ 通関業者は、その取扱いに係る通関業務及び関連業務に関する書類をその作成の日後3年間保存しなければならない（業法22条1項, 施行令8条3項）。
- 5 ○ 通関業者が設けなければならない通関業務及び関連業務に関する帳簿には、当該通関業者の通関業務を行う営業所ごとに、その営業所において取り扱った通関業務及び関連業務の種類に応じ、その取り扱った件数及び受ける料金を記載するとともに、その1件ごとに、依頼者の氏名又は名称、貨物の品名及び数量、通関業務及び関連業務に係る申告書、申請書、不服申立書その他これらに準ずる書類の税関官署又は財務大臣への提出年月日、その受理番号、通関業務及び関連業務につき受ける料金の額その他参考となるべき事項を記載しなければならない（業法22条1項, 施行令8条1項）。

【択一式】

第11問 正解 2

- 1 × 「通関業」とは、業として通関業務を行うことをいう（業法2条2号）。この「**業として通関業務を行う**」とは、営利の目的をもって通関業務を反覆継続して行い、又は反覆継続して行う意思をもって行う場合をいい、この場合において**営利の目的が直接的か間接的かは問わないものとし、通関業務が他の業務に附帯して無償で行われる場合もこれに該当する**（基本通達2－3）。
- 2 ○ 他人の依頼によってその依頼をした者を代理してする関税法7条の2第1項の**特例輸入者の承認の申請は通関業務**であるが、他人の依頼によってその依頼をした者を代理してする同法7条の2第1項の規定の適用を受ける必要がなくなった場合における同法7条の10の届出は、**通関業務ではない**（業法2条1号イ(1)(二)）。
- 3 × 関税法その他**関税に関する法令**の規定に基づく税関官署の調査につき、他人の依頼によってその依頼をした者を代理してする**税関官署に対してする主張又は陳述は、通関業務**である（2条1号イ(3)）。
- 4 × 他人の依頼によってその依頼をした者を代理してする関税法75条において準用する同法67条の規定による本邦から外国に向けて行う外国貨物の**積戻しの許可に係る申告は、通関業務**である（2条1号イ(1)(一)）。
- 5 × 関税法その他**関税に関する法令**によってされた処分につき、他人の依頼によってその依頼をした者を代理してする関税法の規定に基づいて税関長又は財務大臣に対してする**不服申立ては、通関業務**である（2条1号イ(2)）。

第12問 正解 2

- 1 ○ **認定通関業者**である通関業者は、通関業務を行う営業所を新たに設けようとする場合には、財務大臣にその旨を**届け出る**ことにより、当該営業所を新設することができる（業法9条）。
- 2 × 通関業者の通関士その他の通関業務の従業者が使用する施設等については、**職員が常駐せず、単に連絡、待機等のために**使用されているものは通関業法8条に規定する通関業務を行う**営業所には該当しない**（基本通達8-1）。
- 3 ○ 財務大臣は、通関業務を行う営業所の新設の許可に**条件を付することができる**（業法8条2項、3条2項）。
- 4 ○ 財務大臣は、通関業の許可をしようとするときは、許可申請者が、その人的構成に照らして、その行おうとする通関業務を適正に遂行することができる能力を有することに適合するかどうかを審査しなければならないこととされている（5条2号）。この「**人的構成に照らし**」とは、許可申請者（法人である場合には、その役員）及び通関士その他の従業者全体の人的資質に関する評価をいうほか、全体として、**組織体制が確立しているかどうかの評価も含む**こととされている（基本通達5-2(1)）。
- 5 ○ 財務大臣が通関業の許可をする場合に、当該許可に付することができる**条件**は、取り扱う**貨物の種類の限定及び許可の期限に限る**こととされている（業法3条2項、基本通達3-1）。

第13問 正解 2

- 1 ○ 通関業務を行う営業所の移転により、当該営業所に関し、通関業法13条に規定する**通関士の設置に係る基準について新たに審査する必要がある**と財務大臣が認める場合には、通関業者は、同法12条の規定に基づく**営業所の廃止の届出**と同法8条の規定に基づく**営業所の新設の許可手続**を行うこととされている（業法基本通達12-2）。
- 2 × 通関業者である法人が合併又は破産手続開始の決定**以外の理由により解散し**、その通関業の許可が消滅した場合には、通関業法12条の規定に基づき、**清算人**は、遅滞なくその旨を財務大臣に届け出なければならない（業法12条3号、施行令4条5号）。
- 3 ○ 通関業者は、通関業務を行う営業所ごとの**責任者の氏名及び通関業法13条の規定により置く通関士の数**に変更があった場合には、同法12条の規定に基づき、遅滞なくその旨を財務大臣に**届け出なければならない**（業法12条1号、4条1項3号）。
- 4 ○ 通関業者は、通関業以外に営む**事業の種類**に変更があった場合には、通関業法12条の規定に基づき、遅滞なくその旨を財務大臣に**届け出なければならない**（12条1号、4条1項4号）。
- 5 ○ 通関業者である法人が通関業を**廃止**し、その通関業の許可が**消滅**した場合には、通関業法12条の規定に基づき、当該**通関業者であった法人を代表する役員**は、遅滞なくその旨を財務大臣に**届け出なければならない**（業法12条3号、施行令4条1号）。

第14問 正解 5

- 1 × 通関業者は、通関士が通関業務に従事している営業所における通関業務に関連して、他人の依頼に応じて税関官署に提出する関税法 7 条 3 項の規定に基づく関税率表の適用上の所属の教示に係る照会書について、通関士にその内容を**審査させることを要しない**。
- 2 × 通関業者は、通関士が通関業務に従事している営業所における通関業務に関連して、他人の依頼に応じて税関官署に提出する関税法 63 条 1 項の保税運送の申告書について、通関士にその内容を**審査させることを要しない**。
- 3 × 通関業者は、通関士が通関業務に従事している営業所における通関業務として、他人の依頼に応じて税関官署に提出する関税法 67 条の 3 第 1 項 1 号の特定輸出者の承認の申請書について、通関士にその内容を**審査させなければならない**。（業法 14 条， 2 条 1 号イ (1) (五)，施行令 6 条 1 号）
- 4 × 通関業者は、通関士が通関業務に従事している営業所における通関業務として、他人の依頼に応じて税関官署に提出する関税法の規定に基づいて税関長に対してする不服申立てに係る不服申立書について、通関士にその内容を**審査させなければならない**（業法 14 条， 2 条 1 号イ (2)，施行令 6 条 2 号）。
- 5 ○ 通関業者は、通関士が通関業務に従事している営業所における通関業務として、他人の依頼に応じて税関官署に提出する関税法 7 条の 2 第 1 項に規定する特例申告書について、通関士にその内容を**審査させなければならない**（業法 14 条，施行令 6 条 3 号）。

第15問 正解 4

- 1 ○ 通関業法18条の規定により通関業者が営業所に掲示する料金表は、依頼者に対する**透明性を確保**する観点から、**依頼者にとって分かりやすいもの**でなければならないこととされている（通達18－1）。
- 2 ○ 通関業法18条の規定により通関業者が営業所に掲示する料金表には、貨物の特性、取扱規模等の事情により料金に**割増又は割引**が生じる場合等についてはその**適用がある旨**を、料金の額に含まれない**実費**を別途請求する場合についてはその旨を記載しなければならないこととされている（18－1）。
- 3 ○ 通関業法18条の規定により通関業者が営業所に掲示する**料金表の様式及び掲示場所**については、**社会通念上妥当と考えられる方法**により**通関業者が自由に定めるもの**とされている（18－1）。
- 4 × 通関業者は、**通関士を設置する必要のない営業所に通関士を置いた場合**であっても、通関業法14条に規定する通関士による通関書類の審査の**義務を負う**（14－1）。
- 5 ○ 財務大臣は、通関業者が通関業者の義務に係る通関業法の規定に違反した場合に、**通関業の適正な遂行のために必要があると認めるときは**、その必要の限度において、当該通関業者に対し、その**業務の運営の改善に必要な措置**をとるべきことを命ずることができる（業法33条の2）。

第16問 正解 3

- 1 ○ 通関業者は、通関士その他の通関業務の従業者の氏名及びその異動を財務大臣に届け出なければならないこととされている（業法22条2項）。この「**通関業務の従業者**」とは、当該通関業者において**通関業務に携わる従業者全員**をいい、当該通関業者に所属しているものの**通関業務に関与していない者は含まない**こととされている（基本通達22-1(3)）。
- 2 ○ 通関業者は、**定期報告書**（その取扱いに係る通関業務及び関連業務の件数、これらについて受けた料金の額その他通関業務及び関連業務に係る事項を記載した報告書）を毎年**6月30日までに財務大臣に提出**しなければならない（業法22条3項、施行令10条1項）。
- 3 × 通関業法22条1項の規定に違反して、通関業務及び関連業務に関して設けられた帳簿に、その収入に関する事項を記載せず、又は虚偽の記載をした者は、**罰則の対象となっていない**。
- 4 ○ 通関業者が通関業務及び関連業務に関する帳簿に記載しなければならない通関業務及び関連業務1件ごとの**明細の記載は**、当該通関業者が保管する通関業務及び関連業務に関し税関官署又は財務大臣に提出した申告書、申請書、不服申立書その他これらに準ずる**書類の写しに所要の事項を追記**することによってすることができる（業法22項1項、施行令8条4項）。
- 5 ○ 通関業務及び関連業務に関し、**依頼者から依頼を受けたことを証する書類は**、通関業者が**保存しなければならない通関業務及び関連業務に関する書類に該当する**（業法22項1項、施行令8条2項2号）。

第17問 正解 4

- 1 × 通関業者は、通関士という名称を用いてその通関業務に従事させていた者であって現に通関士ではない者について、通関士という名称を用いてその通関業務に従事させようとする場合には、財務大臣の**確認を受けることを要する**（業法31条）。
- 2 × 通関士試験に合格した者は、その合格後3年以内に、財務大臣に対し、通関士試験合格証書の写しを添付した届出書を提出して確認を受けなければならない旨の**規定はない**。
- 3 × 通関業者は、**他の通関業者の通関業務に従事する通関士について**、当該他の通関業者の**承諾がある場合には**、財務大臣の確認を受け、当該他の通関業者における通関士と**併任して**、通関士という名称を用いてその**通関業務に従事させることができる**（基本通達31-1(4)）。
- 4 ○ 通関業法35条1項に規定する通関士に対する懲戒処分により通関業務に従事することを停止された者であって、その**停止の期間が経過しないものは**、通関士となる**ことができない**（業法31条2項3号ロ）。
- 5 × **港湾運送事業法**に違反する行為をして**罰金**の刑に処せられた者であって、その刑の執行が終わった日から2年を経過しないものは、確認拒否事由には該当しないため、他の確認拒否事由に該当しなければ、通関士となる**ことができる**（31条2項参照）。

第18問 正解 5

- 1 × 偽りその他不正の手段により通関業法31条1項の確認を受けたことが判明した者は、通関士の資格を喪失し、通関士でなくなるが、通関士試験の**合格の決定は取り消されない**（業法32条4号，基本通達32－1(4)）。
- 2 × 税関長は、不正の手段によって通関士試験を受けようとした者に対しては、その試験を受けることを禁止することができ、その禁止の処分を受けた者に対し、情状により**2年以内**の期間を定めて通関士試験を受けることができないものとすることができる（業法29条2項）。3年ではない。
- 3 × 通関士が通関業法の規定に違反する行為をして罰金の刑に処せられたときは、当該通関士は、通関士の資格を喪失し、通関士でなくなるが、通関士試験の**合格の決定は取り消されない**（32条2号，基本通達32－1(4)）。
- 4 × 通関士が関税法の規定に違反する行為をして禁錮以上の刑に処せられたときは、当該通関士は、通関士の資格を喪失し、通関士でなくなるが、通関士試験の**合格の決定は取り消されない**（業法32条2号，基本通達32－1(4)）。
- 5 ○ 通関士が通関業法31条1項の確認を受けた通関業者の通関業務に従事しないこととなったときは、当該通関士は、通関士の**資格を喪失し、通関士でなくなる**（業法32条1号）。

第19問 正解 3

- 1 ○ 財務大臣は、通関士に対する懲戒処分として、通関士に対し、その者が通関業務に従事することを停止し、又は禁止することができることとされている（業法35条1項）。この「**通関業務に従事することを停止し、又は禁止する**」とは、通関士として通関業務に従事することを停止し、又は禁止することのほか、**その他の通関業務の従業者として通関業務に従事することをも停止し、又は禁止すること**をいう（基本通達35－1(1)）。
- 2 ○ 何人も、通関業者に、財務大臣が通関業者に対する監督処分をすることができる場合に該当する事実があると認めたときは、財務大臣に対し、その事実を申し出て、**適当な措置をとるべきことを求めることができる**（業法36条）。
- 3 × 通関士が、通関士に対する懲戒処分として、通関業務に従事することを**禁止**された場合にあっては、**資格を喪失するので**、当該通関士は、当該禁止の期間の経過後、改めて通関業法31条1項の**確認を受けなければ**、通関士として通関業務に従事することが**できない**（基本通達35－1(2)）。
- 4 ○ 財務大臣は、通関士に対する懲戒処分をしようとするときは、当該通関士が**その業務に従事する通関業者の意見**を聴かなければならない（業法37条1項）。
- 5 ○ 通関業者が、関税法の規定に違反したときは、財務大臣は、その通関業者に対し監督処分をすることができることとされており、この「通関業者が関税法の規定に違反したとき」とは、法人である通関業者の代表者又は個人業者たる通関業者**自らが違反した場合のほか、従業者等**（通関業務に従事する者に限らず、他の業務に従事する者も含む。）が違反した場合で、その違反が**通関業者の業務に関して行われ又はその結果が通関業者に帰属するものである場合**をいう（基本通達34－1(1)）。

第20問 正解 5

- 1 × 通関業法38条1項の規定に基づく税関職員による通関業者の業務に関する帳簿書類の検査を忌避した者は、同法の規定に基づき、**50万円以下の罰金刑**に処せられることがある（業法43条2号）。**懲役の対象にはなっていない。**
- 2 × 通関業法35条1項に規定する通関士に対する懲戒処分により通関業務に従事することを停止されている者が、通関業者の**関連業務**に従事した場合には、同法の規定に基づき懲役又は罰金に**処せられることはない。**なお、通関業務に従事することを停止されている者が**通関業務**に従事した場合には、同法の規定に基づき6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に**処せられることがある**（42条2号）。
- 3 × 通関業者である法人の従業者である通関士が、その法人の業務に関し、関税法111条（許可を受けないで輸出入する等の罪）の規定に該当する違反行為をして罰せられた場合には、**通関業法の規定に基づき、その法人に対して罰金刑が科されることはない。**
- 4 × 通関業法33条の2の規定による業務改善命令に違反した者は、同法の規定に基づき**50万円以下の罰金刑**に処せられることがある（43条1号）。1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に**処せられることはない。**
- 5 ○ 通関業者である法人の従業者が、偽りその他不正の手段により通関業法31条1項の確認を受けたときには、同法の規定に基づき、当該従業者が罰せられることがあるほか、**その法人に対して罰金刑が科されることがある**（45条、42条1号）。